

暗きよ排水設計指針の制定について（通知）

〔 平成 14 年 3 月 15 日 設計第 1506 号
各支庁長あて 農政部長通知 〕

一部改正 平成 22 年 5 月 31 日 事調第 347 号

一部改正 令和元年 6 月 19 日 事調第 388 号

一部改正 令和 7 年 8 月 1 日 事調第 607 号

暗きよ排水設計指針を次のとおり制定したので通知する。

なお、「暗きよ排水設計指針の制定について（昭和 56 年 7 月 1 日付け設管第 275 号各支庁長あて農地開発部長通知）」及び「暗きよ排水設計指針（案）について（平成 10 年 7 月 1 日付け設計第 217 号各支庁長あて農政部長通知）」は、平成 14 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

1 暗渠排水設計指針

別添のとおり。

2 適用月日

令和 7 年 8 月 1 日以降に実施設計を行うものに適用する。

（農村振興局事業調整課設計積算係）